

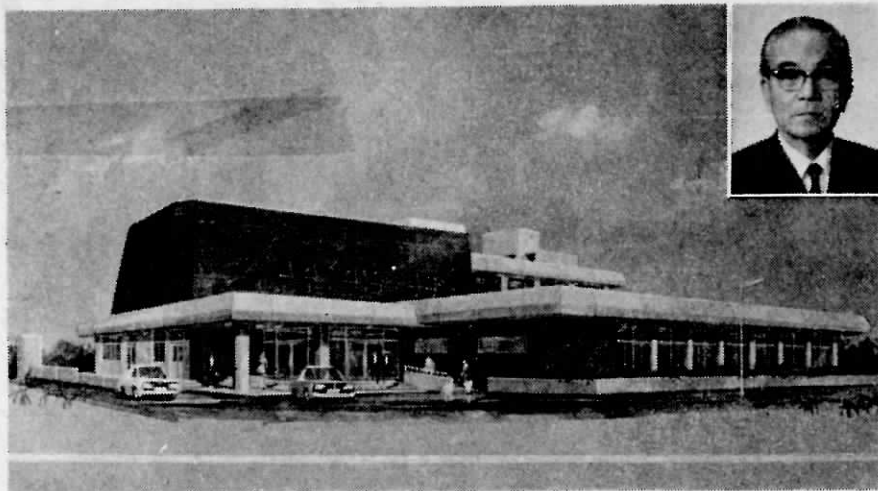
# おんが

発行所 遠賀町役場  
 編集発行 遠賀町庶務課  
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

相談室、控室、機械室など、二階は、議場、正副議長室、議事事務局、議員控室、教育委員会、大会議室、小会議室(四室)など、庁舎は一億四千三百万円総工費二億七千五百万円で四十七年三月末竣工し見事な威容をあらわすでしょう。

## 遠賀町防音新庁舎着工

### 総工費二億七千五百万円



現いたしました。明るいうつわの中には明るい吏員を、これが私のモットーです。人心を一新して町民の皆様方のため奉仕の精神で町行政に精進したいと思えます。

なお、新庁舎の敷地は四、六四〇坪(国道三号線西川橋より五十二メートル北入り)建坪七百坪二階建て鉄筋コンクリートのモダンな防音庁舎です。

一階は、事務室、町長室、助役室、応接室、収入役室、設計製図室、書庫、図書室、検診室、住民

### 契約業者

一、建築主体工事  
 岡崎工業KK、契約額九千五百五十五万円。

二、給排水衛生設備工事  
 三光冷凍工業KK、契約額三千二百五十六千円。

三、電気工事  
 山陽電気工事KK、契約額一千二百七十八万円。

四、電話工事  
 朝日電話工事KK、契約額三百九万円。

## 赤い羽根共同募金に

### 協力いたしましょう

昭和四十六年度赤い羽根共同募金が十月一日から始まりました。この募金運動も本年で二十五

年目を迎え町民皆様方の深いご理解と力強いご支援ご協力によって福祉増進に大きな役割をはたしてををお願い致します。

## 心配ごと及び行政合同

### 相談日のお知らせ

日時 十月二十二日 午後一時～四時  
 場所 公民館ホール  
 内容 ①心配ごと、生活苦、仕事、家庭、児童、教育、青少年、老人問題等  
 ②行政相談 役所の仕事についての苦情等  
 相談員、民生委員、保護司、人権擁護員、他  
 ・相談内容は公表いたしません。

## 10月のこよみ

- 1日 法の日
- 〃 労働衛生週間始まる
- 〃 赤い羽根募金始まる
- 3日 十五夜
- 4日 里親デー
- 9日 寒露
- 10日 体育の日
- 〃 目の愛護デー
- 14日 鉄道記念日
- 17日 貯蓄の日
- 〃 家庭の日
- 21日 秋土用
- 23日 電信電話記念日
- 24日 霜降
- 26日 原子力の日
- 27日 読書週間始まる

## 町民の動き

8月末	2,457世帯
男	4,564人
女	5,035人
計	9,599人
9月異動	+18世帯
男	+30人
女	+29人
計	+59人
9月末	2,475世帯
男	4,594人
女	5,064人
計	9,658人

の遠賀町は、急激な人口増と事務の複雑化で手ぜまな上に採光も悪く事務能率がいちぢるしく低下してまいりました。

急迫の折財源確保或は用地取得など多難な問題がありました。前小川町長並びに議会のご努力と防衛庁をはじめ各関係機関のご協力を得てこのたび新庁舎の建設が実

# 行政相談のすすめ

△こういふ方はいらっ  
しゃいせんか▽

役所の仕事について

▼テキパキやってもらえない

▼不親切な扱いを受けた

▼納得できない

▼どうしてよいかわからない

▼こうしてほしい

など、役所に対する苦情や、相談や、意見があるが、どうも関係の役所には申し出にくいとか、どこへ申し出たらよいかわからないという方は、気軽に地元の行政相談委員か、行政監察局の行政相談所にお申し出ください。

△こういふものを扱い  
ます▽

役所の仕事にはいろいろありますが、行政相談で扱うのは、国の役所の仕事をはじめとして、国鉄、電々公社、専売公社、公団、公庫、事業団などのように、国から特別の監督をうけている法人の仕事、あるいは、都道府県や市町村などの仕事のうちで、国から任せられたり、補助金をうけたりして行なっている仕事についての苦情などです。

しかし、そうはいいまでも、いざ具体的な苦情となりますと、国と関係のある仕事かどうか、よくわからない場合があります。そういうときは、とにかくお申し出になることをおすすめします。

ただし、捜査に着手している刑事事件、裁判中のもので判決のあったもの、私人間の争いごと、政治問題となっているものなどは取り扱いませんので、この点あらかじめご承知おきください。

△こうして申し出まし  
ょう▽

お申し出は、直接口頭でなさることをおすすめしますが、単なる

ものは、手紙でも、電話でも結構です。

△行政相談委員へ申し  
出られる方に▽

行政相談委員は、民間の有識者の中から、行政管理庁長官が委嘱しているもので、全国の市町村に原則として一名ずつ置かれています。委員は、自宅で相談を受け付けるほか、公民館などで定期的に相談所を開いたり、巡回して相談を受けたり、あるいは、市町村などと共同で相談所を設けたりしていますので、ご利用ください。

委員は、申し出られた方々の相談相手となって、手続をお教えしたり、相談の内容を国の役所に通知して解決を促し、また、県や市町村の仕事については、相談の内容を連絡して解決するようになっ  
ております。

しかし、それでも解決しないとか、役所の処理が適正でないと思われるときは、行政監察局に通知して、検討やあせんをするようになつております。

◎遠賀町行政相談員

遠賀町大字尾崎高崎博愛

△行政監察局の行政相  
談所へ申し出られる  
方に▽

行政監察局では、庁舎内に設けてある行政相談所で相談を受けるほか、デパートなどで定例や臨時の行政相談所を開いたり、各地をまわって巡回行政相談所を設けたり、または、他の役所と共同で相談所を設けたりして、相談の受付をしておりますので、ご利用ください。

行政監察局は、申出人と相手の役所との間に立って、申し出をされた方の主張とそれに対する役所側の説明をきいて、第三者の立場から検討を行ない、申し出に理由があるかわかれは、その役所に対して、適切な措置をするように促します。また、役所のやり方に無

理がなかったと認められるときは、その事情を、申し出た方に説明します。

こうして取り扱った相談は、昭

昭和四十七年一月から

## 児童手当制度実施

家庭とこどものしあわせのために

行政管理庁

一、児童手当制度とは

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして、児童手当法が生まれ、待望の児童手当制度がいよいよ昭和四十七年一月から発足することになりました。

この制度は、国・都道府県・市区町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会になう児童の健全育成・次質向上をはかることを目的としています。

二、児童手当を受けること  
とができる人は  
児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されま

- (1) 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前(当初は五歳未満)の児童であること。
- (2) その人の前年の収入が、一定の額(扶養親族が五人の場合二百万円)に満たないこと。

なお、この児童手当は、各種の福祉年金か児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

三、児童手当の額は

児童手当の月額額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前(当初は五歳未満)のもの一人につき三、〇〇〇円です。

和四十五年度には、一一五、〇〇三件(委員分を含む)もありました。

当初の支給月額例  
(△▽の数が三、〇〇〇円に  
かける数になります。)

児童が八歳、七歳、△四歳▽、  
△三歳▽の四人の場合

三、〇〇〇円×二＝六、〇〇〇円

児童が十六歳、十歳、七歳、△  
四歳▽の四人の場合

三、〇〇〇円×一＝三、〇〇〇円

児童が四歳、三歳、△一歳▽の  
三人の場合

三、〇〇〇円×一＝三、〇〇〇円

四、児童手当を受けるた  
めの手続きは

児童手当の支給を受けるためには、町長に認定請求書を提出しなければなりませんので、児童手当を担当の社会係に申しでください。(受付は十一月一日開始予定)

なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申しでてください。

五、児童手当の支給は

児童手当は、町長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四十七年の一月分と二月分を三月に支払います。

なお、その後は毎年度、六月、十月、二月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。



# 一〇〇万円で一、九〇〇円(年間)の建物共済に加入しよう

本町建物推進協議会(農業共済所管)は左記により秋期火災シーンズに備え、安くて高額の財産保管のできる、短期建物共済の推進を致しておりますので、この機会に多数御加入下さる様、お奨めします。

- 一、対象物
  - 建物(住宅、納屋、物置、アパート、倉庫、農作業場、畜舎)
  - 小農器具等
- 二、共済事故
  - 火災、落雷、破裂または爆発、航空機のつい落、労働争議による損害、車輛の衝突

## 恩給法の一部改正

今般、恩給法の一部が改正されて左記該当者に一時恩給が支給されるようになりましたので至急所定の手続をして下さい。本人が死亡された場合には遺族に一時扶助料が支給されます。

- 一、該当者
  - 1 今までの普通恩給、一時恩給

## 婦人ガン検診実施について

九月の町報にお知らせしましたように子宮ガンの検診申込を受付けておりますが余りに申込者が少ないので二十日の検診日まで申込を受付けますので通知します。ガンの予防は早期検診により発見する以外に現在は方法がありません。

## 子宮ガン検診実施

- 一、日時 十月二十日 十時~十二時
  - 一、場所 役場公民館前
  - 一、料金 五〇〇円
- ※検診ご希望の方は料金を添え衛生係に申込み下さい。

- 三、共済掛金
  - 一〇万円で一九〇円、万単位で加入できます。
  - (総合共済もあります)
- 四、窓口
  - 町役場経済課で受付けております。
  - 尚、詳細は区長、生産組合長、農業共済評価委員におたずね下さい。

貨幣価値の変動に強く、少額掛金で建物相場に対応できる、短期共済で心の安らぎを。

- 給の受給権者を除きます。
  - 2 実在職三年以上七年未満の下士官以上で、下士官以上としての在職期間が一年以上の者。
  - 3 昭和四十六年十月一日から適用されます。
  - 4 昭和五十三年九月三十日が時効です。
  - 5 請求手続等は役場住民課社係に問い合わせして下さい。

- 三、接種時間(各医院共)
  - ◎午前の部 十時~十二時
  - 午後の部 十四時~十六時
- 四、接種料
  - 学童 乳幼児 二六〇円
  - 一般 三〇〇円
  - (一名一回)

※生活保護家庭の方は受給券及び印鑑を持って衛生係へおいで下さい。又、世帯主の所得割が均

## 危険物改正法令説明会及び危険物取扱者受験準備講習会のお知らせ

○危険物改正法令説明会  
消防法の一部改正され、それに伴ない防火管理の徹底危険物保安の確保などが大幅に強化されたので、改正法令説明会を下記のとおり実施します。関係者は是非参加して下さい。

- 一、日時 昭和四十六年十月十六日(土) 九時三十分~十三時
- 二、場所 水巻町民会館ホール
- 受験準備講習会
  - 昭和四十六年度第二回危険物取扱者試験(試験日昭和四十六年十一月十四日)に伴う講習会が下

等割以下の方は税務係で証明を受け衛生係に申出下さい。無料問診票を発行します。

## 定期予防接種 (三種混合) 実施

- 一、第二回目 十月二十六日
- 二、場所 公民館ホール
- 三、時間 十四時~十五時

記のとおり実施されます。これは一定以上の危険物を貯蔵又は取り扱ひをする場合は、危険物取扱者の免状が必要です。この取扱者については新たに丙種取扱者免状が設けられる等改正されていますので注意して下さい。

- 一、日時 昭和四十六年十一月七日(日) 八時三十分~十七時
- 二、場所 若屋町民会館ホール
- 三、受付 昭和四十六年十月十八日~同月二十三日
- 詳細については遠賀郡消防本部予防課(〇九三~六九一三〇〇)まで問い合わせして下さい。

## 住みよい社会をつくる郵便貯金

十月一日~十月三十一日(郵便貯金奨励運動月間)、お預りしている郵便貯金は、あなたのおそばで活躍しています。みなさまの郵便貯金が、八兆円をこえました。こんな大きなお金

あなたの住んでいる家や団地、いつも通っている橋、学校、病院、ハイウェイ、新幹線、工場排水の浄化処理……あなたのおそばで、明るい町づくり、ゆたかな村づくりにも活躍しています。十月十七日は貯蓄の日です。

## 水道メーター検針員募集

- 1 資格遠賀町に居住する女の方で年令は問いません。
  - 2 待遇勤務日時毎月約15日間、支給額二〇、〇〇〇円程度
- ※詳細については遠賀町役場内 中間水道出張所にお問合せ下さい。

## 今月の税金

町民税 第三期  
納期十月十一日から同月二十五日まで  
期限内に完納いたしましょう

# 『交通事故にあった場合』

## 心得ておきたいこと』

### 社団法人福岡県交通事故被害者協会

交通事故については、他人事のように思い、自分は注意をしておるので安心だ、絶対に事故にあわないうと平素考えておられる方が多いと思いますが、自分は充分注意をしていますが相手方の不注意、過失或は不可抗力と思われる状態の事故によって、一瞬のうちに悲惨な輪禍の苦しみにおちいる場合の多い現状であります。万一事故にあった場合のことを考えて心得ておきたいと下記に簡単に述べましたのでご参考にしていただくようお願いいたします。

#### 記

I 傷害の程度如何にかかわらず必ず最寄の警察署に届け出ることに。

II 警察署の事故現場の実地検証には、必ず関係者が立ち合うこと。

III 事故に対する損害賠償の解決をするため加害者と示談をする前に、先づ福岡県の交通事故相談所(福岡県庁内)、或は公益法人として交通事故被災者の救済事業を行っておる当協会又は信用ある団体等に相談をして、事故処理についての予備知識をつけておくこと。

IV 損害賠償につき加害者と示談する場合

1 示談をする場合には、傷害の治療の状況をはっきり見極めから最終的話し合いに入るようにすること。

2 事故発生後加害者側と話し合う必要な点は、差し当っては○治療費の支払をどのようにするか

○生活費に困るような場合には、その生活費をどうしてくれるか

位に留めておき、事故のため出費した経費は、細目らさず記録しておいて、領収書のとれるものができるだけとっておいて最終的示談に備えること。

3 示談の交渉をするときは、その相手方をたしかめて損害の賠償責任者を相手とすること。

4 加害者の賠償能力を予ら調査

をしておくこと。

5 加害者が強制保険及び任意保険に加入してあるかどうかを調査しておくこと。

6 賠償を請求するすべての損害額を算出しておくこと。

7 強制保険の保険金は、示談に含めるかどうかをはっきりしておくこと。

8 示談金が確定した場合は加害者(保険契約者)が加入している任意保険は、強制保険から支払われる金額に不足する分について、保険会社の定めおる査定基準により査定の上、保険金額を決定して加害者に支払われる。

従って強制保険から支払われる金額の外に、任意保険の保険金額が全額加算して支払われるものではない。

9 示談が成立した場合には、示談書を作り双方一通あて持っておくこと。

V 加害者側との示談が成立せず、損害賠償問題が解決しない場合

(1) 加害者の自動車が入入している損害保険会社を通じて、自動車算定査定事務所被害者から損害賠償額支払請求書を出し、直接請求をすること。(強制保険)

1 強制保険の損害賠償額の内容

容

(ア) 死亡による損害

来得られたはずの収入、葬儀費、遺族慰謝料等を一括して、死亡者一人につき最高五〇〇万円まで

(イ) 死亡するまでの傷害による損害(救助捜索費、治療期間中の治療関係費、治療期間中の休業補償費)、一人につき最高五〇〇万円まで

(ウ) けがによる損害

救助捜索、治療関係費、慰謝料、休業補償費の合計に対して、一人につき最高五〇万円まで

(2) 双方の主張が対立して、示談ではどうしても解決しないと言う場合には、最後の手段として調停にかけるか、民事訴訟に持ちこむかのほかない。

調停は手続が民事訴訟と比較して簡易であり、短期間にしか

○慰謝料：治療日数一日につき、一〇〇〇円

○休業補償費(休業損害のある場合)

一日につき七〇〇円

ただし七〇〇円以上の休業損が証明できる場合一日につき最高三、〇〇〇円まで

(イ) 後遺障害補償

障害の程度に応じて等級(一級から一四級まで)により一人につき

第一級：五〇〇万円まで

第一四級：一九万円まで

2 仮渡金制度

被害者は、損害賠償額の前払いとして、けがの場合一人につき程度に応じて一〇万円、五〇万円、一〇〇万円の三段階・死亡の場合一人につき五〇万円の仮渡金を保険会社に請求できる。

3 内払金制度

被害者は、治療が長びいてその間の損害が一〇万円以上になったときは、一〇万円刻みに保険会社内払金の請求ができる。また加害者も請求できる。

4 ひき逃げなどされた場合の補償

ひき逃げされた場合、無保険車、盗難車等にひかれた場合は、法律によって政府が補償します。被害者の請求はどの損害保険会社でも受付けます。(ただし外国保険会社は除く)

5 保険金請求権の時効

被害者の場合は、事故が起ってから二年以内、加害者の支払をした日から二年以内に保険会社に請求しないと時効となる。

ひき逃げなどの場合も、事故が起ってから二年です。後遺障害については、後遺症が確定した日から二年で調停裁判について

双方の主張が対立して、示談ではどうしても解決しないと言う場合には、最後の手段として調停にかけるか、民事訴訟に持ちこむかのほかない。

調停は手続が民事訴訟と比較して簡易であり、短期間にしか

も少額の費用で解決が得られる等の利点がある。しかし反面には、お互い主張をまげない場合とか、相手が呼び出しに応じない場合等にはゆきづまることとなる等の欠点もある。

#### 1 調停の手続

調停申立人は相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所のある地を管轄する簡易裁判所、または当事者が合意で定めた別の地方裁判所若しくは簡易裁判所に調停申立書(正本一通、相手方の数だけの副本)に申立手数料を規則の上定める一定額の印紙を貼付の上提出する。

#### 2 成立の効果

当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものととして、裁判上の和解と同一の効果を有する。従って当事者の一方が調停条件を履行しない場合は、強制執行される。

#### 3 調停の費用

調停を求めらる事項の価格一〇万円の場合は手数料六〇〇円、一〇万円から五〇万円未満一万円毎に四〇円、五〇万円を超える部分は一万円毎に二〇円である。

#### (3) 民事訴訟について

民事訴訟については、長い時日と多額の費用を要するので、なるべく示談にするか或は調停裁判によって解決することが望ましいが、やむを得ない場合は弁護士とよく話し合いの上、訴訟を起すことが必要と思われる。

(4) 不法行為に対する損害賠償請求権の時効事故が起ってから三年経過すると時効により、請求権は消滅する。

VI 交通遺児の育英資金については、遺児の在学しておる学校或は市町村役場に相談して下さい。

VII 交通事故被災者の遺族の生活の問題については、福祉事務所又は市町村役場に相談して下さい。

VIII 交通事故の事後処理の相談については、簡単なものは電話にて差支えないので、福岡市天神二丁目八番四十九号福岡富士ビル社団法人福岡県交通事故被害者協会(電話〇九二一七八一四三二一四)に相談して下さい。